

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の概要

1 改正の趣旨

地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）等について必要な改正を行う。

2 改正の概要

改正法により、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずることとしている。

これに伴い、平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月までの地方公共団体の負担金について定めるほか、地方議会議員共済会に関する規定を削除する等所要の規定の整備を行う。

（参考）平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月までの地方公共団体の負担金について

（1）負担金の算定方法

① 都道府県

平成 23 年 4 月 1 日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額総額に 10 を乗じて得た金額に 56.1/100 を乗じて得た金額

② 市（特別区を含む）

平成 23 年 4 月 1 日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額総額に 10 を乗じて得た金額に 102.9/100 を乗じて得た金額

③ 町村

平成 23 年 4 月 1 日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額総額に 10 を乗じて得た金額に 102.9/100 を乗じて得た金額

（2）負担金の支払方法

支払回数	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
支払時期	平成 23 年 6 月	平成 23 年 8 月	平成 23 年 11 月	平成 24 年 2 月
支払金額	(1) により算定した額の 5/10 の金額	(1) により算定した額の 2/10 の金額	(1) により算定した額の 2/10 の金額	(1) により算定した額のうち既に払込みをした金額を控除した金額

*支払日の期限は各月の 20 日とする。

3 施行期日

平成 23 年 6 月 1 日

※改正法の施行期日と同じ。